

総合型地域スポーツクラブ活動補助事業実施要項

1 趣 旨

地域住民のスポーツ活動を支え、スポーツを通じた地域コミュニティを活性化するための活動拠点となる総合型地域スポーツクラブ（以下、「総合型クラブ」という。）の持続可能な運営に向けた支援を行う。

2 事業申請者

総合型地域スポーツクラブ全国協議会（宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会）登録クラブ（以下「登録クラブ」という。）

3 事業対象期間

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 対象事業

対象事業は、総合型クラブを運営する上で、次に掲げる事業を対象とする。

(1) 講習会・研修会の実施

総合型クラブ関係者の資質向上を目的とした講習会・研修会の開催

(2) スポーツ教室・交流会の実施

クラブ会員及び地域住民を対象とした総合型クラブへの加入促進や地域住民に対する参加への動機づけを目的としたスポーツ教室やスポーツ活動等の開催

(3) クラブ連携事業の実施

複数の登録クラブで連携し共同で実施する事業（研修会、体験会、交流会等）

(4) 広報活動の実施

広報誌や会員募集のパンフレット等の作成

(5) クラブ運営事業

別表参照

5 補助上限額

補助上限額は3万円とする。

6 申請方法及び決定

別に定める「総合型地域スポーツクラブ活動補助事業補助金交付要綱」による。

7 申請書の提出締切

当該年度の5月31日とする。ただし、締切までに申請が無い場合は、二次募集を行い、締切は当該年度の9月30日とする。